

大垣市外部通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づく外部の労働者からの公益通報について、適切に処理するための対応手続を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者 次に掲げる者をいう。

ア 通報内容となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者(以下「取引先事業者」という。)の労働者

イ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の法令遵守を確保するうえで必要と認められるアに掲げる者以外の者

(2) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実(当該違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。)

イ 前号に定めるもののほか、事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められるその他の事実

(3) 外部通報 外部の労働者が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的でなく、本市が処分、勧告等の権限を有する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市に通報することをいう。

(4) 通報者 外部通報をした外部の労働者をいう。

(外部通報・相談窓口)

第3条 外部通報の受付及び外部通報に係る相談に対応するため、まちづくり推進課に外部通報・相談窓口(以下「通報窓口」という。)を設置する。ただし、通報対象事実に係る事務を所掌する部署(以下「主管課」という。)においてもこれらを受け付けることができるものとする。

2 通報窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

(1) 外部通報の受付その他の手続きに関すること。

(2) 適切な主管課に外部通報及びその相談(以下「通報等」という。)を取り次ぐこと。

(3) 他の行政機関の所管する法令等に係る通報等である場合に、当該通報等

に係る権限を有する他の行政機関を教示すること。

(4) 外部通報の結果の取りまとめに関すること。

3 通報窓口から取り次ぎを受けた主管課は、次に掲げる事務を取り扱う。

(1) 外部通報の受理その他の手続きに関すること。

(2) 通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡調整に関すること。

(3) 他の行政機関の所管する法令等に係る公益通報又は相談である場合に、当該通報等に係る権限を有する他の行政機関を教示すること。

（外部通報の方法）

第4条 外部通報は、次に掲げる事項を公益通報報告書（第1号様式）の提出、電話、郵送、電子メール又は面会のいずれかの方法により、実名で通報窓口に行うものとする。ただし、通報対象事実があることを客観的に証明できる資料がある場合には、実名によらないことができる。

(1) 通報者の氏名、勤務先、連絡先等

(2) 通報対象事実の具体的な内容

(3) 通報対象事実を裏付ける証拠等とその具体的な内容

（通報窓口における受付）

第5条 通報窓口は、外部通報を受け付けたときは、公益通報受付票（第2号様式）に従い、外部通報への対応に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、外部通報への対応に必要な事項を通報者に確認するものとする。

2 通報窓口は、外部通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(1) 外部通報に関する秘密は保持されること。

(2) 通報者の個人情報が保護されること。

(3) 通報受付後の手続の流れに関すること。

3 前2項において、書面、電子メール等通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合は、通報窓口は、通報者に対して外部通報を受領した旨を通知するように努めるものとする。

4 通報窓口は、受け付けた通報の内容について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有する場合においては、通報者に対し、当該権限を有する他の行政機関を遅滞なく教示するものとする。

5 通報窓口は、第1項の規定により確認した内容を適切な主管課に取り次ぐものとする。

(主管課における受付)

第6条 通報窓口を経由せず、主管課が受け付けた外部通報については、主管課において前条に規定する事務を行うものとする。この場合において、主管課は、受け付けた内容を遅滞なく通報窓口連絡するものとする。

(受理手続)

第7条 主管課は、通報者から外部通報の内容となる事実の詳細その他の必要な情報を聴取するものとする。

2 主管課は、外部通報を受理すると判断したときは、通報受理通知書(第3号様式)によりその旨を、受理しないと判断したとき(情報提供として受け付けることを含む。)は通報不受理通知書(第4号様式)によりその旨及びその理由を通報者に通知するものとする。

3 主管課は、外部通報を受理するときは、当該通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

4 主管課は、外部通報を受理した後において、主管課でなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該権限を有する行政機関を、通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

(調査)

第8条 主管課は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、通報者に対し、受付日から起算して20日以内に調査実施等通知書(第5号様式)により通知するよう努めなければならない。

2 主管課は、関係者からの事情の聴取、書類の閲覧その他の適切な方法により調査を実施するものとする。

3 主管課は、調査を行っている間、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、調査の進捗状況を調査進捗状況通知書(第6号様式)により適宜通知するよう努めるとともに、調査の結果が取りまとめられた場合においては、調査結果報告書(第7号様式)によりその結果を通知しなければならない。

(是正措置等)

第9条 主管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づき措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2 主管課は、前項の措置をとった場合には、その内容を適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、是正措置等通知書(第8号様式)により通知

しなければならない。

(秘密保持及び個人情報保護)

第10条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調査、通報者等への結果の通知及び措置をいう。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、勤務先等の個人情報のほか、調査等が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

(3) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

(4) 前号に規定する同意を取得する際に、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

(利益相反関係の排除)

第11条 職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

2 主管課は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等の保護)

第12条 主管課は、通報等への対応終了後、通報者等からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由とした不利益な取り扱いが行われていないかのフォローアップ調査を行うように努めるものと

する。

2 前項の規定による調査は、第9号様式により行うものとする。

3 主管課は、第1項に規定するフォローアップ調査の結果、通報者等が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者等を救済するための適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。